平成２７年（フ）第５０８０号
大阪府大東市朋来２丁目20番301号
債務者　西尾　洋一
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５３９０号
大阪市此花区島屋６丁目２番90―1805号
債務者　新出　隆敏
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第６６号
大阪市中央区船越町２丁目２番８―1001号、前住所大阪府東大阪市小阪１丁目４番33―211号アミティ小阪
債務者　田川　義和
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２４号
大阪府東大阪市御厨中１丁目１番10号　山昇マンション　307号
債務者　後藤　祐治
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１２９号
大阪市都島区毛馬町１丁目21番３―202号
債務者　**廣**澤ユキこと　ＨＩＲＯＳＡＷＡ　ＤＡＲＵＮＥＥ（ヒロサワ　ダールニー）
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２２４号
大阪府茨木市別院町１番20号　高瀬ハイツ301号
債務者　篠山　拓也
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２７５号
大阪府枚方市春日元町２丁目37番１―203号
債務者　大鶴　博史
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第７４２号
大阪府守口市馬場町３丁目４番20号
債務者　竹崎　益代
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９７９号
大阪市平野区喜連西５丁目４番４―203号
債務者　為實真粧美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第９９２号
大阪市平野区瓜破東４丁目３番75号
債務者　村田　俊男
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０２５号
大阪市天王寺区夕陽丘町２番15号　Ｊフラット302号
債務者　古本　貴弘
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０８７号
大阪市此花区高見３丁目11番２―305号
債務者　小林進こと　曲　　延軍
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９０号
大阪府東大阪市稲田新町３丁目12番20―216号　東大阪サンハイツ　216号
債務者　沼田マリ子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９１号
大阪市城東区森之宮２丁目９番1012号
債務者　戸叶千代子
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１０９５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目９番９号　ビジタル天下茶屋103号
債務者　石坂　卓美
1　決定年月日時　平成28年３月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１１号
兵庫県加西市北条町栗田587番地
債務者　原田　憲行
1　決定年月日時　平成28年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４１号
奈良市西大寺東町２丁目２番３号
債務者　阿彌鍒之進
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第４４号
奈良市学園中３丁目1542番地の208
債務者　本田喜美江
1　決定年月日時　平成28年３月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月18日まで
奈良地方裁判所